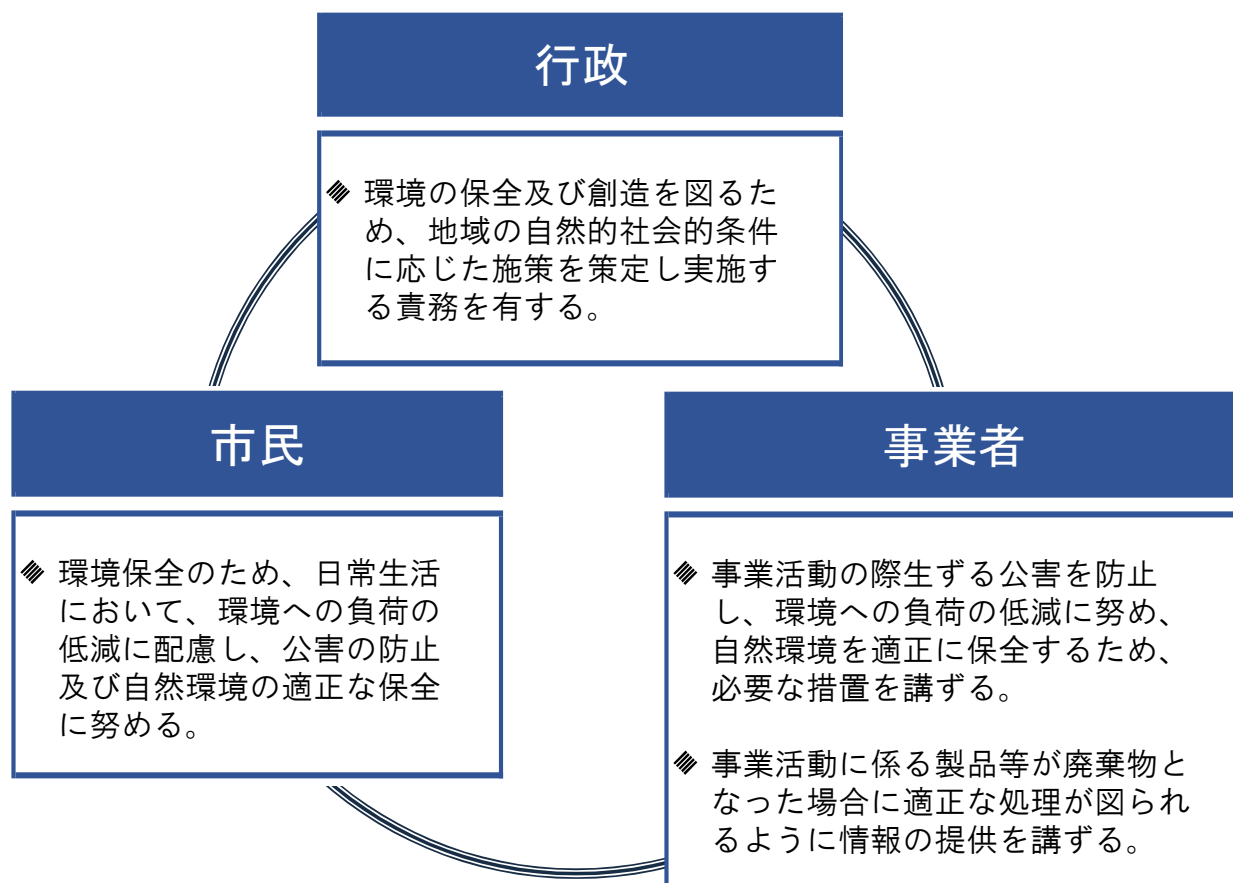


第 5 章 環境配慮指針

第1節 市民・事業者・行政の役割

本市の望ましい環境像の実現に向け、市民、事業者、行政が環境の保全及び創造に向け、「富里市環境基本条例」第4条から第6条に基づき、市民、事業者、行政としそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協力・協働で実践していくことが重要です。



第2節 環境配慮指針（市民・事業者の取組）

そのため、市民、事業者に向け具体的な行動を、環境配慮指針として取りまとめました。

環境配慮指針は、環境負荷の低減に向け、ごみの減量、エネルギー使用量の低減等、市民、事業者が取り組むことができる基本的な項目を指針として示しています。

これらを参考にし、環境に配慮した行動に取り組んでいくことが大切です。



環境目標1 源流や緑を大切にした自然豊かなまち

日常生活や事業活動

◆市民・事業者共通

- 耕作放棄地を市民農園や体験農園とし活用を進めます。
- 敷地内や所有地を適切に管理します。

◆市民

- 庭やベランダで花や緑を育てます。
- 家庭菜園では、過剰な施肥や農薬の使用を控えます。

◆事業者

- 規制基準を遵守するだけでなく、更なる環境負荷低減に取り組みます。
- 干葉エコ農業を推進し、農薬や肥料を減らした農産物の生産を進めます。

建物を建てたり、開発を行うとき

◆市民・事業者共通

- 郷土種を用いた緑化に努めます。
- 周辺の景観を損なわないよう努めます。

◆市民

- 生け垣や花壇等を作り、花や緑を増やします。

◆事業者

- 開発や整備に際しては、周辺の生態系、水系、景観等に配慮します。
- 水路等の整備に際しては、周辺の生態系に配慮します。

環境目標2 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち

日常生活や事業活動

◆市民・事業者共通

- 不適切な野外焼却は行いません。

◆市民

- ペットのふんは必ず持ち帰ります。
- ペットの放し飼いはしません。
- 夜間のペットの鳴き声、楽器の音など周辺に配慮します。

◆事業者

- 家畜排せつ物の適切な処理に努めます。



水を使うとき、排水するとき

◆市民・事業者共通

- 高度処理型合併処理浄化槽を設置し、定期的に保守点検を行います。
- 下水道区域内では、下水道に接続します。
- 雨水の再利用に努めます。
- 節水を心掛けます。

◆市民

- 油やごみを流さないようにします。
- お風呂の残り湯を洗濯等に利用します。
- 洗濯や食器洗いの洗剤は、必要最小限に抑えます。

◆事業者

- 有害物質等を排水しないよう適正に管理します。

建物を建てたり、開発を行うとき

◆市民・事業者共通

- 雨水の地下浸透を促すため、浸透施設や緑地を確保します。
- 周辺の景観を損なわないよう努めます。

◆市民

- 生け垣や花壇等を作り、花や緑を増やします。

◆事業者

- 開発や整備に際しては、周辺の生態系、水系、景観等に配慮します。

環境目標3 資源を大切にすまち

日常生活や事業活動

◆市民・事業者共通

- 不法投棄を見つけたらすぐに通報します。

◆市民

- 食材の余りや食べ残しがでないようにします。

出かけるとき

◆市民

- マイボトル、マイカップ、マイ箸の利用に努めます。



物を買うとき、売るとき

◆市民・事業者共通

- 包装や梱包はごみになりにくいものを選びます。
- 詰め替えできる商品を利用します。
- レンタルやリースを利用します。
- リサイクル製品や環境にやさしい製品を利用します。

◆市民

- 余分なものは買わないようにします。
- エコバッグを利用します。
- 使い捨ての商品はなるべく買わないようにします。
- 過剰包装は断ります。

◆事業者

- 製品の修理や修繕の仕組みをつくれます。
- レジ袋の使用抑制に努めます。

ごみを出すとき

◆市民・事業者共通

- ごみは適切に処理し、ポイ捨てや不法投棄はしません。
- ごみの分別を行い、資源ごみのリサイクルに努めます。
- 資源ごみの集団回収に協力します。
- 各種リサイクル法の対象となる家電品や自動車の処分は、適切な業者に依頼します。

◆市民

- 生ごみはコンポスト等で堆肥化し、家庭菜園で利用します。
- 紙パックやトレイ等の店頭回収を利用します。
- ごみ出しのルールを守ります。
- フリーマーケット、バザーやリサイクルショップを利用します。

◆事業者

- 再生紙を使用し、紙類の使用をなるべく控えます。
- 植栽の落ち葉や剪定枝は、チップ化や堆肥化し、有効に活用します。
- ごみの発生を抑制する製品の製造、流通、販売を促進します。
- マニフェスト制度に基づく産業廃棄物の適正処理を徹底します。



環境目標4 地球にやさしく暮らせるまち

日常生活や事業活動

◆市民・事業者共通

- 自動車のアイドリングはできる限り控えます。
- クールビズ、ウォームビズを心掛けます。

◆市民

- 宅配便などは、日時指定等を活用し、できるだけ1度の配送で受け取るようにします。

◆事業者

- 環境に配慮した設備や機器の整備に努めます。
- 環境負荷の低減を図り、周辺地域に配慮した事業活動を心掛けます。

出かけるとき

◆市民・事業者共通

- エコカー（低公害車）等の利用に努めます。
- 自動車のアイドリングはできる限り控え、エコドライブを心掛けます。
- 自動車の点検、整備を定期的に行います。
- バスや電車など公共交通機関の利用に努めます。

◆市民

- 路線バスや市内循環バス、自転車の利用に努めます。

◆事業者

- ノーマイカーデーや相乗りを呼びかけます。

物を買うとき、売るとき

◆市民・事業者共通

- 地産地消の取組に協力します。
- 間伐材を活用した製品を選ぶようにします。

電気・ガス・灯油を使うとき

◆市民・事業者共通

- 電化製品（電灯、エアコン、電気ポット等）の電源をこまめに切ります。
- 省エネルギー型の製品の利用を心掛けます。
- エアコンの温度設定を冷房 28℃、暖房 20℃を目安にします。
- 緑のカーテン、屋上や壁面の緑化、扇風機等を利用し、エアコンの使用を抑えます。
- 太陽光発電等新エネルギーの利用に努めます。

◆市民

- 給湯器の設定温度に注意します。

◆事業者

- コージェネレーション、高効率設備の導入を心掛けます。



建物を建てたり、開発を行うとき

◆市民・事業者共通

- 省エネルギー設備、新エネルギー設備の導入に努めます。

環境目標5 みんなで取り組むまち

環境保全活動・環境学習

◆市民・事業者共通

- 自然観察会、セミナーなど環境学習に参加します。
- 市の広報紙やホームページの環境に関する情報を確認します。
- 地域の美化活動、道路の清掃に参加します。
- アダプトプログラムに参加します。
- ゴミゼロ運動に参加します。
- 里山の保全活動に参加します。
- ホテル等動植物の生息環境の保全を行います。
- 外来種を知り、県などが行う防除活動に参加します。

◆市民

- 在来の草花を守り増やしていきます。
- 野生の動植物を捕まえたり、採集したりしないようにします。
- 飼育している生き物を、逃がしたりしないようにします。
- 地域の歴史や文化、自然を学びます。

◆事業者

- 従業員の環境保全に関する教育や研修に努めます。



第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

■富里市環境審議会

富里市環境基本条例に基づき、環境基本計画の策定及び変更に関する事、その他市の環境に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議します。

環境基本計画の施策の進捗状況について、市より報告を受け、評価を行います。

■富里市環境ネットワーク会議

市民、事業者、行政で構成する富里市環境ネットワーク会議にて、環境保全活動や環境学習の支援、市民団体の連携及び情報の共有を行い、各主体が一体となった環境基本計画の推進を図ります。

■庁内会議

庁内の調整会議において、環境基本計画を総合的、計画的に推進するため、環境施策の検討や調整、各課の進捗状況の把握を行います。年度末には、環境基本計画の進捗状況をとりまとめ、必要に応じて見直しを行い、環境基本計画年次報告書を作成し、富里市環境審議会に報告します。

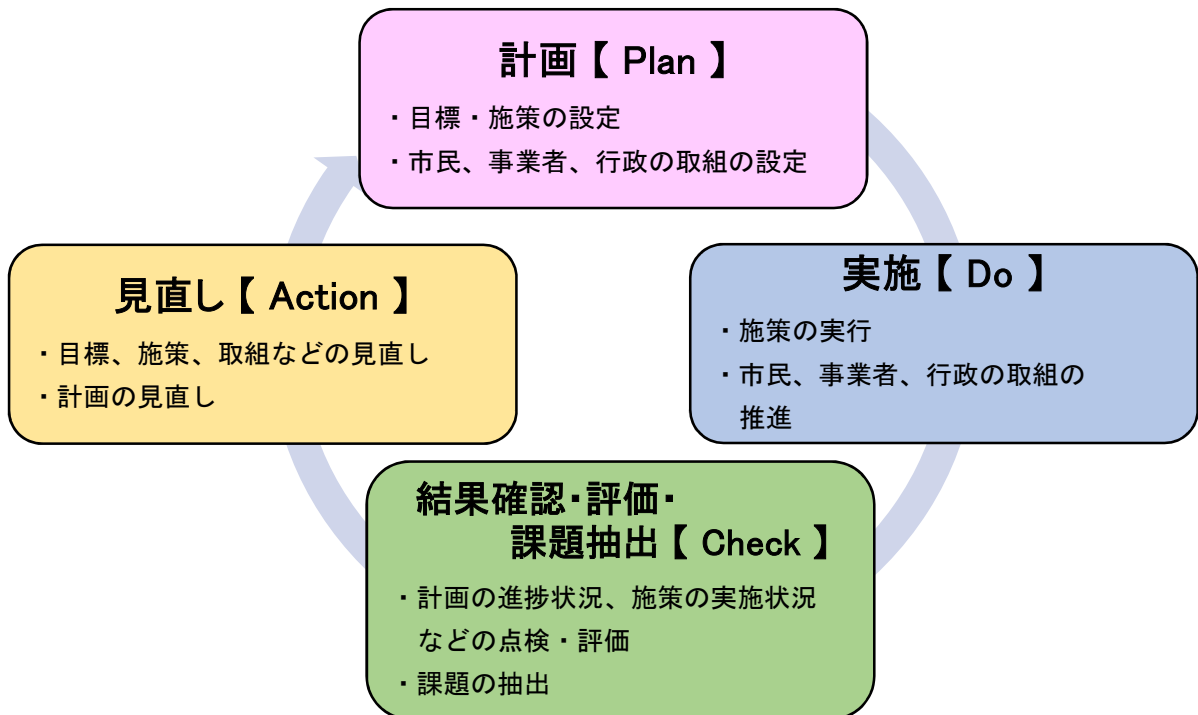


第2節 計画の進行管理

本計画を実効あるものとするためには、計画を『策定(Plan)』し、『実行(Do)』し、『点検(Check)』し、『見直し(Action)』をする、という一連のサイクルを確実に実行することが大切です。

つまり、単に計画を策定・実行するだけでなく、実施状況を点検し、見直すことも大きな役割を占めているということが出来ます。

本計画の実施に当たっても、計画の実施状況について、点検と見直しを行うことによって、本市の環境の保全に関し、継続的な改善を図るものとし、これらが確実に行われる体制を整備します。



■計画の見直し

富里市環境基本計画は、「第1章 第5節 計画の期間」に示した見直しを行うほか、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、「庁内会議」において計画の見直しに関する検討を行います。

